



福島市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和6年2月15日

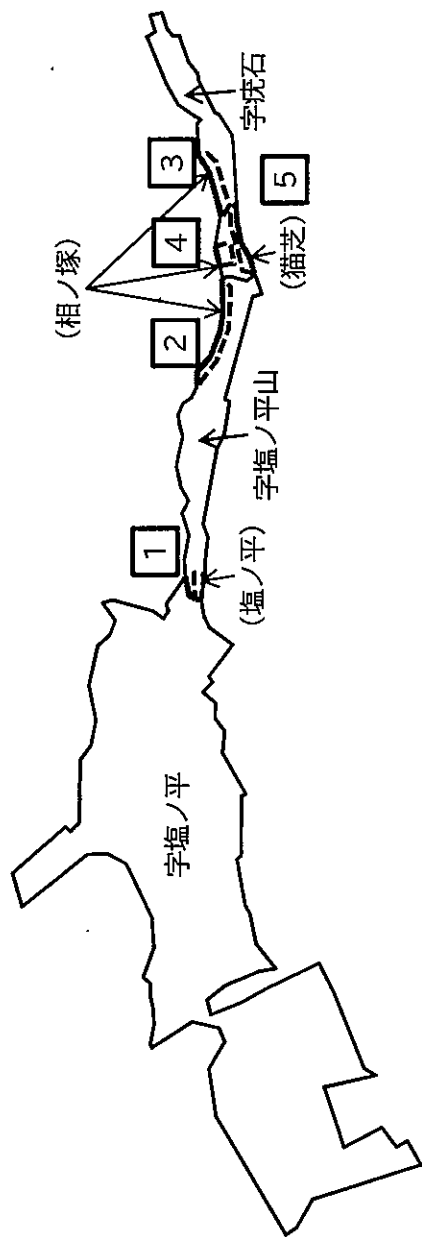
福島市長 木 幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

別紙

編入する字名	編入される区域	
大波字塩ノ平山	1	41の2および41の2に隣接する道路である国有地の一部
大波字塩ノ平山	2	1の11
大波字虎石	3	1の10
大波字虎石	4	6
大波字虎石	5	2の7

# 参 考 图



凡 例	
—	新字界
- - -	旧字界
( )	旧字名